逗子ふるさと納税返礼品募集要領

逗子ふるさと納税委員会 2016年6月6日作成 2019年6月10日改訂

1 目的

逗子市では、市外からふるさと納税をした方への返礼品(以下「ふるさと納税返礼品」という。)の贈呈を2016年9月から開始しました。逗子市商工会ではふるさと納税返礼品として逗子市へ推薦する商品やサービスを選考します。

2 事業者の申込み要件

お申し込み頂ける事業者(以下「申込事業者」)の方は、逗子市内に本店、支店、工場又は事業所を置く事業者のうち、次の(1)から(6)の要件をすべて満たす方とさせて頂きます。

- (1) 商品又はサービスを安定し、反復継続して提供できること。
- (2)各種法令、規則、条例等を遵守していること。
- (3)代表者又は、従業員・その他業務に関連する者が、暴力団等反社会的勢力でないこと、または、暴力団等反社会勢力と密接な交友関係にある者でないこと。
- (4)電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、ふるさと納税サイト運営事業者(逗子市の委託業者)との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。
- (5) 市税の滞納がないこと
- (6) (海関連のみ) 逗子海岸での営業年数又は経験勤続年数が3年以上であること。

3 募集する逗子ふるさと納税返礼品

(1)選考基準

以下の要件をすべて備えたものを選考の対象とします。

- ① 関係法令及び公序良俗に反しないもの。
- ② 適正な価格であると認められるもの。
- ③ 逗子市内において生産、加工、販売又は提供され、逗子の魅力を市外に発信できるもの。
- ④ 業界での一般的な製造・保存・包装基準、及び表示義務又はサービス提供基準を満たしていること。
- (5) 海関連は以下の安全基準を満たしていること。
 - 1. ローカルルール(逗子海・浜ルール)の遵守
 - 2. 小型船舶操縦者の安全責務の遵守
 - 3. 催行基準の設定

現在及び先の気象状況、参加者の健康管理

- 4. レスキュー艇等の安全管理体制
- 5. 事故発生時の対策マニュアルの設定
- 6. スタッフの最低2名体制
- 7. 保険の加入
- 8. 募集要項の作成
- 9. 漁業者を含む地元との連携
- ※A 上記安全基準を満たしていることを書面等で確認させていただきます。
- ※B 上記安全基準を満たしていることを書面等で確認できない場合及び安全基準を満たしていないと疑われる場合は要件を満たないものとさせていただきます。
- ⑥ サービスの提供については原則として有効期限が発行日から1年間とできるもの。

(2)ふるさと納税返礼品の寄附金額

ふるさと納税返礼品の寄附金額は、返礼品の金額(消費税を含む。)及び送料等の経費を基に逗子市が 決定します。

(3)出品又は提供いただく数

連携事業者が出品又は提供することができる返礼品の数は、各連携事業者にお任せしますが、ふるさと 寄附金受付サイトの掲載都合上、返礼品として登録できない場合がありますので、予めご了承願います。

4 返礼品取扱期限

返礼品取扱有効期限は、決定を行った日の属する年度の末日までとします。なお、逗子市商工会にて、 前年度の申込件数状況等を確認し、事業者の方と逗子市商工会双方で合意した場合は、翌年度以降も自 動更新させていただきます。

5 その他

返礼品の送付に際し、御社の商品パンフレット、チラシ等を同封し、発送することにより、自社商品等のPR を行っていただくことは差し支えありません。ただし、この場合には、あらかじめお申出いただき、同封するパンフレット等について、確認させていただきますので、ご了承ください。

6 最後に

ふるさと納税返礼品として逗子市に推薦した商品は、逗子市及び逗子市商工会ホームページ及び外部ふるさと寄附金専用ポータルサイト等に掲載させていただく予定です。御社のお名前及び商品のPR効果にも繋がりますので、是非ご活用ください。

「逗子ふるさと納税返礼品募集要領」に関するお問合せは、

逗子市商工会 逗子ふるさと納税委員会まで

住所: 〒249-0004 逗子市沼間1-5-1

電話:046-873-2774 FAX:046-872-2300

URL: http://zushi-sci.jp/